

土浦市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年3月27日付け土浦市監査委員告示第5号で公表した令和5年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年3月31日

土浦市監査委員

市 原 和 弘

土浦市監査委員

寺 内 充





土公発第 12 号
令和7年3月28日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理 殿
(担当課：公園・施設管理課)



令和5年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果
(指摘事項)

- 1 まとめて購入したほうが安価なのを理由に土浦市駅東駐車場の駐車票を令和5年3月に56,000枚購入したが、同年4月には、当該駐車場は、指定管理者による管理に移行したため、その際に余った42,000枚及び場内の4台の発券機の中に残されていた駐車票を指定管理者にそのまま使用させていた。
また、土浦市駅西駐車場でも42,000枚の在庫及び場内の3台の発券機の中に残されていた駐車票を指定管理者に使用させていた。
担当課によれば、発券機に残された駐車票以外の両駐車場併せて84,000枚の駐車票については、指定管理の期間が終了した時点で返還すると口頭で約束しているとのことだが、当該期間の終了時に市が駐車場を直営することが決まっているわけでもなく、口約束では履行される保証があるとも言えないため、現時点で指定管理者に相応の負担を求めるべきである。
- 2 駐車場条例によれば、土浦市駅東駐車場及び土浦市駅西駐車場の普通駐車料金の1日における最高限度額を1,000円とし、100円券又は200円券の駐車場回数券を用いて支払うことができるとされているが、令和2年8月から宿泊施設に限定して500円で両駐車場の1日の普通駐車料金の支払いが可能なホテル宿泊者専用サービス券の販売を開始した。
地方自治法第228条第1項によれば、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされ、当該サービス券は、条例に定めのある回数券ではなく、条例に定めのある駐車料金でもないため、当該サービス券を発行するためには、条例の改正が必要である。

監査の結果 (指摘事項)	しかし、公の施設は、地方自治法第244条第1項によれば、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設とされることから、住民ではなく、宿泊施設の利用者の利用を促進するために通常よりも安い駐車料金を設定することについては、疑念もあるため、条例の改正に限らず、補助金の交付等の別の手段で政策目的を達成するような方法を検討し、適正な措置を講じられたい。 なお、現在は、両駐車場の管理については、指定管理者が行っており、駐車料金については、当該条例に定める額が適用されるわけではなく、事前に市長の承認を受けた額が駐車料金となるため、市が直営で管理している場合に比べて裁量の範囲は大きくなると推察されるが、本件については、指定管理者であっても許容されるものではないと考えるため、留意されたい。 3 令和5年4月1日から土浦市駅東駐車場及び土浦市駅西駐車場は、指定管理者が管理しており、指定管理者は別に回数券を作成し、販売するため、指定管理後には使用しなくなった市が作成した100円駐車回数券、200円駐車回数券及びホテル宿泊者専用サービス券を施錠できる倉庫に保管している。 当該回数券等は、少なくとも指定管理の期間が終了する令和9年度末まで使用する予定がなく、その後も市の直営管理にならない限り使用することは想定しがたいものであり、保管されている回数券等の額面の合計が約3,400万円と多額となっていることから、盗難等のリスクを考慮し、適正な対処を検討されたい。
講じた措置の内容	1 使用した駐車票については、指定管理者が相当額を負担することで合意いたしました。 2 新たなサービスの実施については、条例改正や補助金交付等、適正な措置を検討してまいります。 なお、当該サービスについては、指定管理者の利用料金制度も含め、引き続き内容の確認を行ってまいります。 3 回数券等の保管について、不定期での確認を実施するなど、チェックのルールを強化、明確化し、盗難等のリスク低減を図ることとしました。 また、回数券等の保管数縮減に向けた取組みとして、新たな活用方策等を検討してまいります。